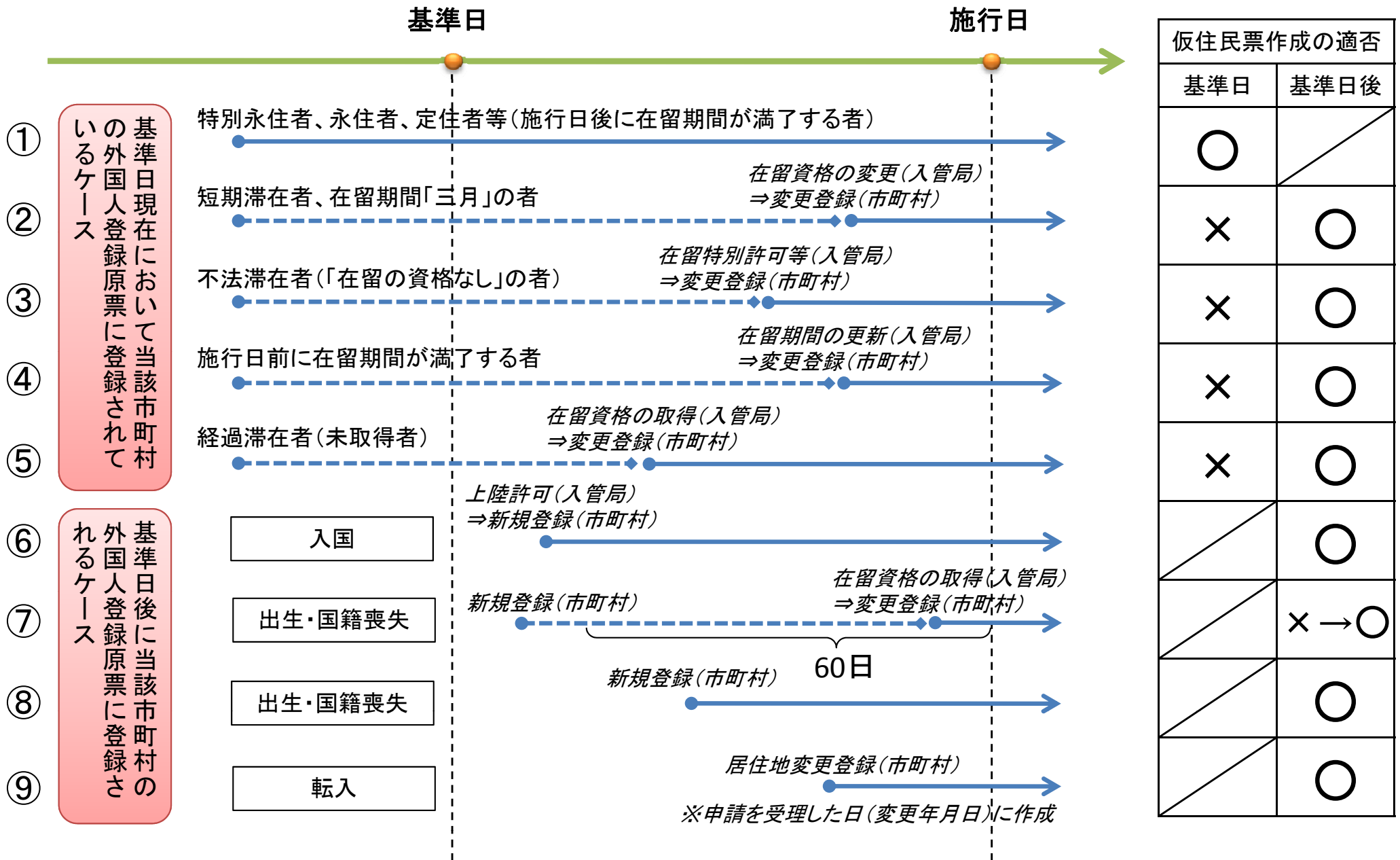


仮住民票を作成する対象者の基本的な考え方について



仮住民票作成の適否	
基準日	基準日後
○	/
×	○
×	○
×	○
×	○
/	○
/	× → ○
/	○
/	○

※ 仮住民票を作成した者について、死亡、帰化・国籍取得、出国等により、施行日において外国人住民に該当すると見込まれなくなった場合は、当該仮住民票を消除する。